

役員給与規程

（規程 類第1号）

（総則）

第1条 財団法人 原子力安全技術センターの役員の給与に関する事項は、この規程の定めるところによる。

（給与の種類）

第2条 役員の給与は、常勤の役員については本給及び諸手当、非常勤役員については非常勤役員手当とする。

2 諸手当は、地域手当、寒冷地手当、通勤手当及び期末手当とする。

（本給）

第3条 常勤役員の本給は月額とし、（別表1）に定める区分により支給する。

2 本給の区分は、役位、勤務形態、年齢等に基づき会長が定める。

（地域手当）

第4条 常勤役員の地域手当は、月額とする。

2 地域手当の月額は、本給月額に100分の3を乗じて得た額とする。

（寒冷地手当）

第5条 防災技術センターに在勤する役員には、寒冷地手当を支給することができる。

2 寒冷地手当の額及び支給方法等に関しては、別に定める。

（通勤手当）

第6条 常勤役員には、通勤手当を支給することができる。

2 通勤手当の額及び支給方法等に関しては、職員給与規程第25条の規定を準用する。

（給与の支給）

第7条 役員の給与は、法令等に定めるところにより、役員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を役員の指定した役員本人の銀行預金口座へ振り込むものとする。

（給与の支給日）

第8条 役員の給与（通勤手当及び期末手当は除く。）は、毎月20日に支給する。ただし、その日が休日にあたる時は前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日にあたる時はさらに繰り上げて支給する。

（日割計算）

第9条 新たに役員となった者には、当該月は本給及び諸手当（通勤手当及び期末手当は除く。）を日割で計算した額により支給する。

2 役員が離職した時は、当該月は本給及び諸手当（通勤手当及び期末手当は除く。）を日割で計算した額により支給する。

3 役員が死亡した時は、その死亡の日の属する月の本給及び諸手当（通勤手当及び期末手当は除く。）の全額を支給する。

（期末手当）

第10条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下、この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。これらの基準日前1ヵ月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

2 期末手当の支給日については、次表に定められる基準日の区分に応じ、それぞれ支給日欄に掲げる日とする。ただし、これらの日が休日にあたる時は、第8条ただし書の規定を準用する。

基準日	支給日
6月1日	6月15日
12月1日	12月5日

3 期末手当の額は、常勤役員がそれぞれの基準日現在（退職し又は死亡した常勤役員にあつては、退職し又は死亡した日現在）において受けるべき本給月額に100分の125を乗じて得た額及び本給月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月15日に支給する場合には100分の140、12月5日に支給する場合には100分の175の割合を乗じて得た額を基準として会長が定める額とする。ただし、それぞれの基準日以前6ヵ月以内の期間における在職期間が6ヵ月に満たない常勤役員についての支給額は、6ヵ月を基礎として月割りによって計算して得た額を超えないものとする。

（非常勤役員手当）

第11条 非常勤役員手当は日額とし、（別表2）に定める区分により支給することができる。

（端数の取り扱い）

第12条 この規程の定めにより、算出した金額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。

（施行細則）

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成6年3月1日から施行し、平成5年4月1日から適用する。
- 2 ただし、第4条については、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成6年12月1日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成7年12月1日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年3月1日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 ただし、第10条第3項のただし書きについては、平成15年度6月期に限り、基準日以前

3ヵ月間を対象期間とする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月7日から施行し、平成21年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（別 表）

常勤役員の本給月額

区 分	本 給 月 額
1	1,063,000円
2	991,000円
3	919,000円
4	840,000円
5	782,000円
6	726,000円
7	435,000円
8	394,000円

（別表2）

非常勤役員手当の日額

区 分	日 額
会長・理事長	50,000円
副理事長	46,000円
専務理事・常務理事	42,000円